

入札説明書

公用車任意保険に関する協定に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度公用車任意保険に関する協定

- (2) 仕様等
別添仕様書のとおり

- (3) 契約期間
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

- (4) 履行場所
兵庫県が指定する場所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加者資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 兵庫県内に専属社員（研修生、直販社員及び経理等内部処を行う者を除く。）を配した直営の事故対応拠点を複数箇所有すること。県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 保険業法（平成7年法律第105号）、その他の法律に基づき、損害保険事業の免許又は自動車共済事業の承認、許可等を受けている者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和8年2月16日（月）午後4時までに4(1)に提出すること。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話(078)362-3111

- (2) 提出期間
令和8年1月27日（火）から同年2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、申込書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「申込書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年2月16日（月）午後4時までに前記4(1)の場所に必着すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ウ 前記2(4)の事実を確認するため、申込書別紙1（県内事業所一覧）を作成のうえ、申込書に添付すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月19日（木）までに申込者にFAXで通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

(2) 日時

令和8年1月27日（火）から同年2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所

兵庫県庁1号館7階会議室

(2) 日時

令和8年2月20日（金）午前10時

(3) 前記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年2月19日（木）午後5時までに前記4(1)の場所に必着すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記2(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札等に参加する者に

必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって変えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 仕様書等に関する質問（必要に応じて実施する。）

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式自由）にて質問すること。
 - ア 受付期間
令和8年1月27日（火）から同年2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 受付場所 前記4(1)に同じ。
 - ウ その他
文書は原則として持参するか、又はFAXを利用するものとする。
- (2) 回答書は、令和8年2月19日（木）までに入札者にFAXにより通知する。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
原則免除する。
ただし、入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額の100分の5以上の額を、令和8年2月19日（木）正午までに納入しなければならない。なお、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年2月19日（木）以前の任意の日を開始日とし、同月26日（木）を終了日とすること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
- (2) 契約保証金
原則免除する。
ただし、契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。なお、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理

人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 無効とする入札

- (1) 前記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 前記1(1)を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年2月26日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次の者であること。
初度の入札に参加して有効な入札をした者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 落札者は、保険契約証券を契約車両毎に作成し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 保険契約証券の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場

合は、契約を締結しない。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

19 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課

電話(078)362-3111